

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第4回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和8年1月28日(水) 18時00分から19時10分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎 801会議室
出席者	【委員】 室岡 利明委員(会長)、佐々木 宣子委員(副会長)、浅野 貴博委員、小池 良委員、荒木 浩委員 【事務局】 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター
会議内容	令和7年度 第4回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

(会長)

令和7年度の第4回差別解消委員会を開会したいと思います。

本日の欠席を事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日、欠席委員はいらっしゃいません。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

それでは配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

事務局です。

本日の資料は、資料1 逐条解説令和8年改正案見直し案。

資料2 見直し箇所一覧。

資料3 新旧対照表。

資料4 関係団体へのアンケート結果。以上です。

(会長)

有難うございました。

続きまして協議事項(1)障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の見直しについてです。

それでは、協議内容と本日の資料についてご説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

資料1をご覧ください。

今年度の第1回委員会に際して、資料としてお示しした逐条解説につきまして、これまで協議頂いたご意見を反映し、全体を通して見直しを行ったものがございます。

こちらの資料につきましましては、改正のあった部分だけでなく、条例全体のつながりを含めてご覧いただければと思います。

今回、見直しを行ったポイントについて、資料2にまとめて列挙しておりますので併せてご覧頂くことで全体の中でどの部分について見直しを行ったか、お分かり頂けると思います。

また、資料3は見直しを行った部分について、従来の内容がどのようなもので、それをどのように改めたのかが分かるようにまとめた新旧対照表です。

併せてご覧ください。

以上の見直しポイントを踏まえ、事務局では第1回委員会の際にご説明いたしました障害者関係団体に改めてアンケートを実施しております。

アンケートはこれまでの委員会でご協議頂いた内容を踏まえ、事務局で作成した見直し案を資料としてお示しし令和7年11月7日付けで令和7年11月28日までの回答期限として実施いたしました。

結果2つの団体からご回答いただきまして、資料を4でお示ししたとおりのご意見を頂いており、各団体からのご意見に対する事務局の考えは回答（事務局案）に記載をしたとおりでありますが、委員の皆様にはこの回答の内容についてご意見を伺いたいというのが1点と、12ページに記載しております意思決定支援に関する回答については2とおりの考え方ができるかと思ひまして、2つの案を併記しております。こちらについて、いずれの案がよろしいか、またここに示された2つの案以外の考え方についてご意見があれば伺いたいと考えております。

なお、先ほどご説明いたしました資料1から3の見直し案に係る内容については、意思決定支援についての項目を第2案の条文中に反映させる内容で仮に作成しております。事務局からの説明は以上です。

（会長）

ありがとうございました。

事務局から関係団体から寄せられたご意見をもとに作成した修正案と回答をお示しいただきました。資料4について各委員からご意見ご質問等いただきたいと思ひます。

その後、条文の見直し箇所の確認等ができたらと思ひておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは資料4について、資料1と見比べながら進めていきたいと思ひます。資料4の一番上、「障害者の定義、解説について、解説が補足され、障害者の社会モデルについて言及している点は高く評価いたします。しかしながら、障害者の社会モデルは解説のみでなく、本来条例に盛り込まれるべきものだと思います。東京都条例（東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例）では、「障害の社会モデル」が（定義）、（基本理念）、（都の責務）、（都民及び事業者の責務）及び（教育の推進）の項目で条文化されています。」というところをございまして、回答の事務局案でございまして。

「障害の社会モデル」を条例本文に盛り込むことを検討しましたが、「障害」の考えについては旧来、個人の心身機能によって生じるものであるとする「医学モデル」があり、その後、機能障害のある人のみに起因するのではなく、社会的障壁と相対することによって生じるものであるとする「社会モデル」の考えが示され、障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例は、この考えを踏まえたものであると理解しておりますが、さらにWHOで採択されたICF（国際生活機能分類）においては、心身機能または社会環境のいずれかを過大

視することは避け、それを含めた様々な考え方を踏まえているということを解説に記載することとしました。」というところで事務局の回答案としていますが、まず障害者の定義について何かご意見ありますか。

(委員)

条文に盛り込み過ぎると、解釈の余地がなくなってしまいます。医学モデルは駄目で考え方を取り入れないのかといったら、ICFモデルの言葉の方には入っていて、ICFモデルを踏まえていない方が古いと考えることも出来る。このように回答することは妥当だと思っています。

(会長)

他の皆様いかがですか。

(委員)

この事務局が作った回答案の最後の段落のこのような考え方がある中、「社会モデルの考え」を「過大視」というと受け手側からすると強い印象を受け、もう少しやわらかい表現がいいかと思いました。

(委員)

1つの案として、このような考え方を踏まえてとなっていますが社会モデルの「過大視」は確かに強いと思います。

ですから、社会モデルのみならず、「経緯を総合的に考慮して」と書き、「解説に記載するに止めました。」このことは決して社会モデルを軽視するものではないということは大事だと思います。障害モデルの発達史を考えたときに社会モデルの重要性というものは委員会としても市としても、当然重要なものとして受け止めながらも、「経緯を総合的に考慮する」とすれば良いと思いました。

この関係団体のおっしゃることも理解できるのですが、このような団体の方々だけではなくご高齢者の支援団体や知的障害の方など考え方は色々あるのでこのような回答で良いかと思います。

ただ、医学モデルが重要じゃないかと言ったらそんなことなくICFではそれをどちらかというアウフヘーベンのような考え方が生まれているわけですから嘘でもないし、条例であまり細かく決めすぎてしまうのも危険だと思います。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

ICF国際生活機能分類においては心身機能または社会環境をそれぞれ総合的に考慮して、という形によろしいですか。

(委員)

この部分のいずれかを過大視することなくというのは、これはICFのことで言っていることの評価なので、我々が過大視するわけではないということ。このような経緯を総合的に考慮して、もちろん社会モデルの考え方が現在でも重要なことは論をまたないところですが、このような障害の定義の発達史というものを総合的に考慮すると、これに止めた方が良いだろうという考えを示したということで、この関係団体の考え方にも一定の配慮を示すことができると思います。

(委員)

回答の1回目のICFのところに出てくる「過大視」は、ICFの考え方の説明なので、同じ言葉ですがそのまま残し、次の「このような考え方がある中の」というところの「社会モデルの」のところですが、私もこの「過大視」は確かに強いと感じるので、「1つのモデルを取り上げることは避け」など「様々な考え方を踏まえて」「のように一つを取り上げることはしない」のであれば、ただ「過大視」というのが一つを取り上げるということではないっていうのであれば、「一つを取り上げることは避け」のように「総合的に」という言葉を使わないのであればそのような言い方もできると思いました。

以上です。

(委員)

前者の課題はあくまでも事実をそのまま記述しているのに対し、後者は、市の態度として過大視するかしないかと言っている感じが出てしまっています。

(会長)

そうすると上の段はそのままにして、下の段の「社会モデルの過大視」を、「総合的に」とするのか、今委員が言われた、「一つのモデルを」というようにするか、どのような表現にするのかですが。

(委員)

3つ目の案として、この「社会モデルのみを過大視することを避け」の、「のみを過大視することを避け、それを、」の「それを」まで削除すると、社会モデルを含めたになるので、社会モデルを含めた様々な考え方を踏まえているシンプルな形かと思います。

(会長)

今3通り今出てきていますが、簡単なものは最後の物かと思いますが。「社会モデルの」から「それを」まで削除する形です。

(委員)

私の個人的な意見としては、「社会モデル」以降を削除する、3番目の案が良いと思います。

今このような新しいモデルが出ているのでそれを最終的に取り入れていくことが一番いい形かと思います。

(会長)

それでは3つのうち、削除という方向でよろしいですか。

この障害者の定義の部分の回答については、「社会モデル以下の」、「の」から「それを」までを削除するという形にしたいと思います。

続きまして、障害者の定義について。ここについては「解説が補足され、権利条約前文が記載されたことは障害者の支援の心構えを理解するうえで意義があると思います。」と肯定的な意見でしたので回答はないということです。

資料1の11ページ虐待の定義条文および解説について。「条文に虐待防止法の経済的不利益を生じさせる、が追加されたことは当然とも言えます。」肯定的な意見だということなので、これも回答はしないということになります。続きまして基本理念についてです。これは事務局からも出ているとおり、意見1に関しまして、「障害でないものと等しくという文言を削除していただきたい」という意見があります。理由としましては、「条文全体から障害者と障害者でないものを比べる文言をなくしていただきたい」と思います。多様性に対する理解が近年深まってきています。人はその属性・特性に関わらずみんな平等だと思います。人を比較する文言には違和感があります。」という1つの意見です。

2つ目の意見は、「意思決定支援は障害者総合支援法および障害者基本法で重要な取り組みとして位置づけていますので、条文に盛り込むことが重要だと考えます。」というものになります。

まず1点目の「障害者でない者と等しくという文言を削除していただきたい」というところに対して事務局の回答としては、「人は属性・特性に関わらず皆平等であるということはそのとおりであると理解しておりますが、本条例の目的が障害を理由とする差別を解消するというのを踏まえること、障害についての理解を深めることが重要であり、そのためには障害のある人とない人の違いを理解することが必要であると考えております。

違いを理解し、その上で平等に権利を有しているということ表現する上において、「障害者でない者と等しく」という文言は必要であると考えております。

なお、条文全体から障害者と障害者でないものを比べる文言をなくしていただきたいというご意見をいただきましたが、教育に係る議論の過程においては「障害の有無に関わらず」を「全ての」という表現にするという考え方も挙げられましたが、本条例が障害者差別解消法の趣旨にのっとったものであることを踏まえると、「障害の有無に関わらず」という文言が必要であろうという結

論に至りました。」

ご意見ご質問等お願いします。

(委員)

基本理念の意見1に対する回答、3つ目の段落について、接続部分が重複しています。「ご意見もいただきました「が」～という考え方も挙げられました「が」となっていて、「が」が2回続いているので、2つ目の全てのという表現にするという考え方も挙げられ「たものの」、という言い方をすると良いと思いました。

また、教育に係る議論の「教育」について、何の教育なのか回答がなくて大丈夫ですか。

(事務局)

12条の(教育)というところを指しています。

(委員)

教育に関する規定に係る議論ということですか。

(事務局)

そうです。

(会長)

その他何かご意見ございますか。

お願いします。

(委員)

「障害者と障害者でない者」という表現と、「障害の有無」という表現が、このご意見をくれた方にとっては大きく違う表現である可能性もあると感じました。「障害者」という言い方と「障害のある人」という言い方も元々この逐条解説のタイトルにも「障害のある人もない人も」という表現も出てきているのですが、この表現とも「障害者と障害者でない者」は、やはり感触として違い、比較することも避けてほしいという意見かもしれないし、表現に配慮がないという部分も影響しているのかも知れないというのが、すごく判断が難しいところだと思います。ただ条例という枠づけを明確にしなければいけないという役割の中では、わかりやすさも必要だと思いますので、どの表現にしていくかというのは、難しいと思います。

(委員)

これは「障害者でない者と等しく」という基本理念第3条第1項の話だと思うのですが、この方は、定義の中の(7)共生社会、ここには何も言っていませんが、ここも「障害者」と「障害者でない者」と書いてある。ここに出ているからこの(7)もそうしてほしいという趣旨なのか、そうすると、この共生社会は何て書けばいいのでしょうか。

「障害者」というのをこの条文で定義するとその定義に当てはまらない方々が出てくる。

例えば、「障害者と障害者でない者」を比べるものをなくしたとすると、1条に「障害者」という定義のような文言は全くないので「障害」の定義をしないとイケないと思います。

障害があるイコール障害者であると決めないでほしいという気持ちはわかります。

ただ、条文の中で、こういう方に配慮しないとイケないと条文の定義では広く取っており、私は削除するべきではないと思います。

この条例の目的を果たすために、第1条第2号に障害者の定義を置き、そうでない方との垣根をなくしていくということを目指しているのですから、この人が言いたいことはわかりますが、障害者という言葉にネガティブな印象を持ちすぎかと思います。

要は本条例の目的を達成するためにまず障害者の定義を定め、そこに当てはまらない該当しない人が「障害者でない人」だということです。

属性に関わらず、皆平等であるというような考え方は、市としても共有しているものであるということだと思います。

もともとこのように1条で「障害者」って決めないとこちらとしては何も動けないので、まずは枠をきめて、この枠外にいる人たちが一緒にしていけるようにしたいのだと、そのためには枠を作らざるを得ないと思います。

目的があり、そのために定義を作り、その定義に当てはまらない人が「障害者でない人」ということでいいと思います。

(会長)

極論を言ってしまうとこの条例、これを平等であるというのであれば、障害者差別解消法はいらなくなってしまうので、障害者を守るための区別をしっかりとした方がいいと思っています。

障害者が健常者がっていうところの話なので、そこは差別をせず平等でいきましょうとうたっている条例なので、私はこのままで構わないと思います。

先ほど委員の方から言われました教育に関わる議論の規定やあと「が」が続いてしまっているので、「ものの」という文言を入れて回答としてよろしいでしょうか。

(委員)

私も先ほどご意見をくださった方の感覚や気持ちというところでお話させて頂いたのですが、条例という枠づけの中では、むしろ定義をしないと明確にできないというところは、同じ意見です。

文章ですが回答案の3行目の、理解しておりますが、の「す」が抜けておりま

したので付け足しをお願いいたします。

以上です。

(委員)

意見1の前提の理由のところの「多様性に対する理解が近年深まってきています」と書いてあるのですが私はそんなことはまだなっていないと思い、それが前提になっているのですが、それはまだこの先続いていくと思っているので、先ほど皆さんが言われた意見でいいと思いました。

(委員)

私も委員と同じことを感じており、この方は先にいっている方だと思います。最終的にはこのような到達点だと思いますが、ただ今の歴史的なもの、医学モデルでずっとやってきて、発展途上なわけで、最終的にはそこを目指すところだと思いますが、まだ発展過程ということで、障害者とそうではない人とを条例上決めて、輪を作って、その輪の中と外を区別しないようにすることでいいと思います。

これは市の職員に義務付けることで、一般市民に対する法的拘束力を与えるものではないと思うので、これでいいと思います。

(会長)

それでは文言のところだけ訂正していただいて、回答としていきたいと思いません。

(事務局)

前半の部分は文言の修正で、定義が必要でそれとの比較が必要というところも盛り込んだ上で…

(委員)

それは事務局の方で文言を考えていただいていいかと思います。

(会長)

それでは次の意見2について、意思決定支援は、というところですが、事務局の第1案を事務局で2つ案があります。どちらにするか決めたいと思います。

1案、意思決定支援については、扱われる分野によって解釈や手法に違いがあるようなことも見受けられるため、「意思決定支援」という言葉だけが独り歩きしてしまうことが懸念されたことから、基本理念の条文において直接的な言葉は謳わずに、意味だけを盛り込むとしました。

一方、考え方として重要と捉えていることから、解説において「このような支援を意思決定支援といいます」という説明を加えました。

2案、意思決定支援については、扱われる分野によって解釈や手法に違いがあるようなことを見受けられるため、「意思決定支援」という言葉だけが独り歩きしてしまうことが懸念されたことから、基本理念の条文において直接的な言

葉は謳わずに意味だけを盛り込んだところがございますが、ご意見を踏まえ、追加した条文の中「意思決定支援に必要な可能な限りの支援」の後に「(意思決定支援)」という形で明記することとしました。

第1案については我々で見直しをしてきたところで、もう一つは、条文中に「(意思決定支援)」というところを、かっこ付けで入れるものになるのでどちらがよろしいでしょうか。

(委員)

意思決定支援の理念というものは、3条2項に入っています。

解説で「このような支援を意思決定支援といいます。」と書いてあり第1案は問題ないと思います。

意思決定支援という言葉が独り歩きしてしまう懸念があるということは、そのとおりだと思います。

可能な限りと、書いてあるわけですからあまり絶対化してしまうのもどうかと思います。意思決定支援とは何することなのか。この場合だったら意思決定に必要な可能な限りの支援のもとに決めることだと思うので、広めにとっておくということで3条2項のように定めているわけです。

解説で、「そのような支援を意思決定支援と言います。」と書いてあり、意思決定支援という考え方について言っているだけで、これは条文そのものではございません。なので、やはり1案がいいと思います。

「一般にこのように言われている」と言えば、そういうことだとなるので断言を避けることは結構大事だと思います。

例えば、意思決定支援を小金井市が軽視しているのかと言えばそんなことはないわけです。

この2条にその趣旨を生かした言葉が入っています。

ここで「意思決定支援はこういうものだ」とすると、多少のぶれが出てきたときに、修正が出来ると思いますので、解説も「一般に「意思決定意支援」と言われています」として、市が一方的に決めた印象を持たれないような書き方しておくといいと思います。

(会長)

第1案でいいと思います。

今言われたとおり、意思決定支援はやり方が決まっていないので、どんなやり方をしてもいいというところもありますし、本当に障害の重い方で、意思表示ができない方に関してどうやって意思を推測するのかが出てくると思いますので、このような書き方でいいと思います。

決定打を打たない方がいいとは思っています。これから変わる可能性がすごくある分野だと思います。

何かご意見はありますか。

特にないようなので、第1案ということで回答をしたいと思います。

(委員)

第1案でいいと思っていますが、「言葉が独り歩きしてしまう」という表現は工夫してもいいと思いました。

(委員)

文言的に「独り歩き」という言葉を他の言葉で置き換えられたらというご意見でした。

(委員)

「何が意思決定支援かということを探り、齟齬やトラブルが起きることが懸念された。」。「独り歩き」という言葉を避けるのであればそれぐらいしかありません。

(会長)

他に何かございますか。

私は「意思決定支援」から、「基本理念の条文において」の、前文までを取ってしまったらいいのではないかと思います。

(委員)

だからこそ定義として意思決定支援をこれだという定義は置かなかつたということになり、このような考え方の重要性を認識していると、非常に大事なことですし、いい形でちゃんとフォローされていると思います。

この支援をこのように言いますというようなことは、市が市民に向かって説いているように感じさせてしまう。

なので、「こういった支援は、一般的にこのように言われています。」とした方が受け取られやすいと思います。

(会長)

そうしましたら、第1案でいくということでよろしいですか。

文言についてはどうでしょうか。

委員が言われたような、「このような支援は一般的に意思決定支援と言われています。」というところを直し、あと前文の「独り歩き」に関しては、もう取ってしまった方がいいような気がします。

「意思決定支援という言葉だけが独り歩きしてしまうことが懸念されていることから」という文については切ってしまう、「見受けられるため基本理念の条文において」とつながるようにしてしまえば、違和感はないと思いますがいかがですか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、合理的配慮に関しては意見なしでしたので、続きまして、教育について、資料1の22ページでございます。

「情報を修正した理由が解説では記載されていません。修正の理由を教えてください。」というご意見で、この部分に関して事務局で情報を修正した理由は、「修正前の規定では講ずるものとする、で文章が切れているため、「また」の後の関係職員が市の職員全体を指すことなのか、教育関係職員を指すものかがわかりづらいという意見が出たため、文章を一つにすることにより、教育の関係職員を指すことを明確にしました。なお、規定そのものは上記のように修正しましたが、規定する内容は変わらないため、解説はそのままとなっております。」というところでいかがでしょうか。

よろしいですか。

続きまして特定相談23ページになります。

ここは、「解説で「特定相談」とした理由を説明しており理解が深まると思います。」と肯定的な意見をいただいております。

続いて、付則についてです。条文および解説31ページです。

「条文から「施行後3年を目途として」が削除されましたが、次の見直しの必要性を判断するためには、継続的に「施行の状況、社会情勢の推移等」を集積、解析することが欠かせないと思います。所管の自立生活支援課は毎年施行状況及び社会情勢の推移等を集積、解析し、3年を目途に小金井市地域自立支援協議会に報告して、見直しの必要性について意見を聴くことが条例を生かすことになると思います。」ということでございます、事務局の回答案が、

「継続的に集積、解析することが欠かせない」とのご意見を踏まえるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の見直し周期に鑑み、条例施行後3年を目途に見直しを行う旨を規定することとしました。」としています。

(委員)

回答の下から2行目、条例施行後3年を目途にしたという様にありますが、これは元々の条例か改正条例かわかりにくいと思います。「今回改正された条例の施行後」としないと、混乱すると思います。

以上です。

(会長)

それでは、文言の訂正をしていただければと思います。

寄せられた意見への回答というところで一とお見させていただきましたが、何かご意見ございますか。

回答のタイミングについて、アンケート自体は昨年中に意見をいただいている、委員会に諮ってからがいいと思います。回答はしていない状況です。

今回の意見を踏まえたものをメール等で確認した上で回答するか、それとも次回の委員会でもう一度改めて資料で出し、固まってから回答のした方がいいかご意見を伺いたいと思います。

このアンケートを頂いた団体の方は、期間が空いてしまい急かされるような話がありますか。

(事務局)

この時点でご意見をいただいてから時間が経過しているのです、固めてから回答をした方がいいかというのは事務局としては感じています。

(会長)

事務局からのご意見もございいますので、次回の委員会でも出してもらい回答をする方向にしたいと思います。

あと何かご意見等はございいますか。

資料2と3を見比べまして、見直し箇所についてこれでよかったのか確認をしていきたいと思います。

資料2が訂正箇所の一覧になっています。内容については省略して書いてある部分もあると思いますので、資料1と見比べて頂くといいかと思います。

まず、表紙の作成年月日を修正してもらおう。

次に、はじめにの所の施行日の修正。

次に、目次に付則の頁が追加になる。

次に、2条の1項、5ページになります。「障害の意義」から「障害についての考え方」に改めるという内容です。

次に、7ページについて、女性と障害児を特別に扱う理由わかりやすくするため、権利条約の全文を引用して解説を追記したところになります。

「肌の色、宗教、政治」等々入ってきているところがございます。

それから、第2条の6号11頁、先ほどのですアンケートにもありました、

「経済的な不利益を生じさせる」と追記しているところ、その解説として「障害を理由としてしばしば見られるもの」に「特に件数の多い類型」から改めました。

12頁です。条文の第2項、基本理念に、意思決定支援に関する内容を第2項として追加しているため、2項3項だったものを3項4項に繰り下げています。

同じく、12ページ解説についてです。

第2段落中、「本人の意向とは関係なく施設や病院への入所等」を「本人の意向とは関係のない施設や病院への入所等」に改め、その後の「を強いられ」を削除しました。

それから、3段落中、「積極的に」を「自らの意思により」に改め、「参加」を

「社会参加」に改め、「・貢献」を削除し、「街」を「社会」に改める。としています。

新設したのは第5段落目と6段目の間に「意思決定支援」に関する解説をあらたに設けました。

それから、15頁に参りまして、9条の第1項です。解説の部分、2段落目、「義務」の前に「法的な」を追記し、「で義務付けられている」及び「ことや」を削除し、カッコ内の「都条例」を削除し、「公布日から3年以内に」を「令和6年4月1日」に改め、「義務化」を「同様の扱い」ということに改めるということになっています。

22ページ12条の第2項、条文について、「必要な措置を講ずるものとする。」を「必要な措置を講じ、」に改め、「また」を削除することとしました。

24頁13条、「特定相談」という名称に関する解説を追記しています。

30頁付則について、平成30年、制定時の付則を掲載している旨を追記しています。

次に、同じ個所の附則の第2項、制定当時の状況を説明するような言い回しに修正しました。

次に、31頁、附則の第2項、令和4年、1回目の改正見直しの状況を説明するような言い回しに修正し、令和6年4月の改正法施行に伴い2回目の見直しを行った旨を追記しました。

また、同じく31頁付則第1項、改正条例の施行日と施工日に関する解説、それから条例の見直しについて規定することと、差別解消法の見直し時期を鑑み、改正条例施工後3年を目途に必要な応じて見直しを検討する旨を記載することを入れ、逐条解説を改正したというところになります。

ここまでをやってきておりますので、確認にとどめて、次回何か変更があるようであれば最終的に打ち合わせたいと思います。

それでは協議事項(2)その他についてです。

事務局お願いいたします。

(事務局)

特にございませぬ。

(会長)

その他、どなたかございますか。

それでは次の開催予定について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次の開催予定は、令和8年2月25日(水)の午後5時からを予定しております。場所は801会議室を予定しております。

以上です。

(会長)

事務局からの説明が終わりました。以上で終了いたします。